田園地区まちづくり条例とは

条例策定の背景

熊谷市の田園地区（市街化調整区域）は、歴史と伝統あるコミュニティを維持してきました。しかし、少子・高齢化の進展や都市型ライフスタイルのひろまりなどにより、集落地の活性化が課題となっています。
地方分権や住民参加の動きを受け、熊谷市の田園地区においても、地区住民等が主体的にまちづくりを進め、未来に向けて住みやすく魅力ある田園居住環境づくりを実現するために、田園地区のまちづくりに関する条例を策定しました。

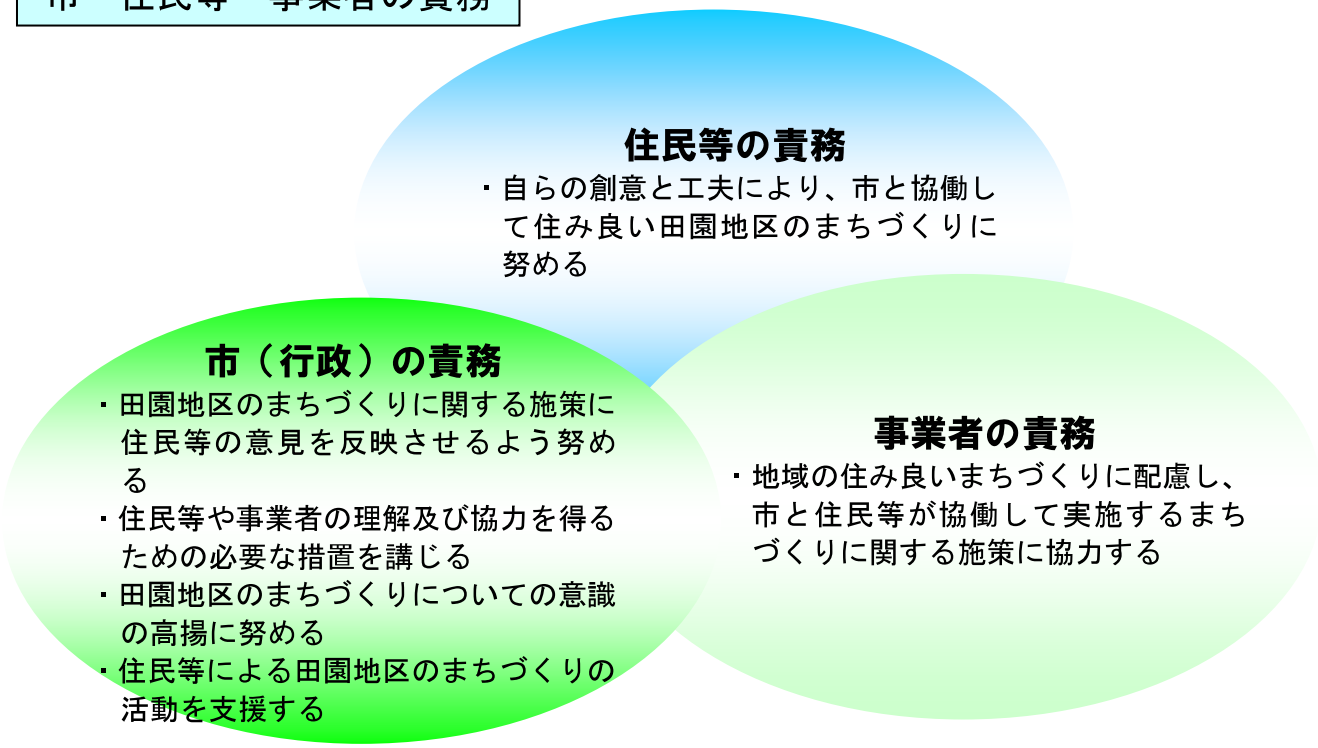
条例の目的

田園地区のまちづくりについて、基本理念を定め、市、住民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、住民等の参画による田園地区のまちづくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、文化、歴史、自然等の貴重な資源を活かした、個性豊かで住み良いまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

条例の基本理念

田園地区のまちづくりは、住民等自らが主体となってこれに参画し、及び推進するものであることを認識し、市、住民等及び事業者の相互の信頼と理解のもとに、協働して行うことを基本理念としています。

市・住民等・事業者の責務



注：この条例で田園地区というのは、熊谷市内の市街化調整区域のことをいいます。
住民等とは、田園地区にお住まいの方や、土地・建物をお持ちの方をいいます。
事業者とは、開発事業を行おうとする者をいいます。